

平成 22 年(2010 年)12 月 20 日

食の安全・市民ホットライン
代表 神山 美智子 様

滋賀県健康福祉部生活衛生課

滋 賀 県 高 島 保 健 所

(有)F 工務店が販売する「F 店の*よろこぶ大判焼」
の販売方法に関する要請書について (回答)

2010 年 12 月 13 日付けで送付いただきました標記要請書につきまして、下記のとおり対応して
いますので回答します。

なお、要請書は本県健康推進課あて送付いただきましたが、食品衛生に関する事務について
は生活衛生課が担当しており、また、食品関係施設に対する指導は保健所が行っていますので、
連名にて回答させていただきます。

これからも、食の安全・安心の確保のためには、県民の健康の保護が最も重要であるという
認識の下に、食品に起因する人の健康への悪影響が未然に防止されるよう、また県民の信頼の
向上が図られるよう努めていきたいと考えております。

この度は貴重な情報をいただきありがとうございました。

記

1. 事実確認

12 月 14 日に山口様から標記要請書をメール送信いただきましたので、同日中に、高島
保健所の食品衛生監視員が(有)F 工務店に対して調査を実施したところ、要請書の記載
どおり、産業フェアなどにおける「アレルギー対応」を標榜した大判焼の製造販売および
インターネット上での広告を確認しました。

2. 指導方針

小麦や卵によるアレルギーの発症を防ぐためには、小麦および卵の摂取を避ける必要が
あり、標記食品はこれらを除いているとは認められず、また、販売時に配布しているリー
フレットに、「アレルギー対応」や「アレルギー対応なので、どなたにもおいしくお召
し上がり頂けます。」と記載することや口頭での呼びかけは、アレルギー疾患を持つ消費
者に誤解を与えたり健康被害のおそれがあるため、このような販売方法を止めるよう指導
しています。

また、EP(株)が製造(販売)していると思われる「EP 溶液」
につきましては、ホームページ上で、医薬品的な効能・効果を表現しているため不適切と
判断される部分がありますので、薬事関係部局に通報しています。